

衆議院 商工委員會 議 録 第 八 号

平成九年四月九日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 武部 勤君

理事 小川 元君

理事 中山 成彬君

理事 遠藤 乙彦君

理事 大島 章宏君

理事 石原 伸晃君

理事 加藤 卓二君

理事 河本 三郎君

理事 田村 憲久君

理事 林 義郎君

理事 上田 勇君

理事 神田 厚君

理事 島 聡君

理事 達増 拓也君

理事 吉田 治君

理事 松本 龍君

理事 木島日出夫君

理事 前田 武志君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 信二君

出席政府委員

経済企画政務次官 河本 三郎君

通商産業政務次官 石原 伸晃君

中小企業庁長官 石黒 正大君

中小企業庁計画部長 田島 秀雄君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 安本 皓信君

委員の異動

四月九日

辞任

船田 元君

石井 啓一君

吉井 英勝君

同日

辞任

田村 憲久君

上田 勇君

木島日出夫君

補欠選任

田村 憲久君

上田 勇君

木島日出夫君

同日

補欠選任

船田 元君

石井 啓一君

吉井 英勝君

四月八日

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

は本委員会に付託された。

四月三日

志賀原子力発電所二号機の立地に伴う安全対策等に関する陳情書(金沢市広坂二の一の一石川県議会内池田健)(第一六三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○武部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。佐藤通

商産業大臣。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○佐藤國務大臣 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国においては、近年の経済活動の国際化の進展等を背景に、産業の空洞化に対する懸念が高まっております。このような状況にあつて、我が国の産業を活力あふれたものとするためには、企業家精神に富む中小企業による新たな事業分野の開拓が極めて重要であります。しかしながら、このような新たな事業分野の開拓を担う中小企業は、大きな成長の可能性を有する一方、将来性が不透明であり、また、信用力、担保力に乏しい場合が多いため、成長に必要な資金を融資のみによつて調達することは極めて困難な状況にあります。

このため、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法を昨年三月に一部改正し、研究開発型の中小企業に対する投資促進策の拡充を図つたところでありますが、産業空洞化の懸念が高まる中で、我が国の将来の経済活力を維持するための抜本的な経済構造改革の推進が強く求められており、特に新規事業の担い手、すなわち、新たな事業分野の開拓を担う中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図ることが必要となっております。

以上のような観点から、このような中小企業に対する資金供給を一層円滑なものとし、事業活動を一層活発なものとするべく、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業投資育成株式会社の特例措置が講じられる特定中小企業者として、設立後五年未満であつて、試験研究費その他政令で定める費用が一定以上の者等を追加します。

第二に、特定中小企業者のうち、一定の要件に該当するものに対し、個人投資家による投資を促進するための課税の特例措置等を講ずることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○武部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散會

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「除く。」の下に「第三号において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 設立の日以後五年を経過していない法人若しくは事業を開始した日以後五年を経過していない個人であつて、前事業年度若しくは前年において試験研究費その他政令で定める費

用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していない法人若しくは事業を開始した日以後一年を経過していない個人であつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員(個人にあつては、事業主)及び従業員の数合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

第七条の次に次の一条を加える。

第三十五条の三 租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下本項において「特定中小会社」という。)の同条第一項に規定する特定株式(以下本条において「特定株式」という。)を払込みにより取得(同法第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下本条において同じ。)をした道府県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下本条において同じ。)について、租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する適用期間(第四項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、本条及び前条第一項から第六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

第七条の二 通商産業大臣は、特定中小企業者であつて、その事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業省令で定める要件に該当するものに対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

第十條第一項中「特定中小企業者」を「第二條第三項第一号又は第二号に規定する特定中小企業者」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第七條の二に規定する特定中小企業者の設立に際して発行する株式又は当該特定中小企業者の発行する新株を払込みにより個人が取得した場合で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第三十五条の三を次のように改める。
(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十五条の三 租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下本項において「特定中小会社」という。)の同条第一項に規定する特定株式(以下本条において「特定株式」という。)を払込みにより取得(同法第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下本条において同じ。)をした道府県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下本条において同じ。)について、租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する適用期間(第四項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、本条及び前条第一項から第六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市町村長が認るときを含む。)に限り、適用する。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(第六項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡(租税特別措置法第三十七条の十三第五項に規定する譲渡をいう。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る前条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

5 第三項の規定の適用がある場合における前条第一項から第五項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。とする。

6 第四十五条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者(同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第三項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができるときの場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の」とあるのは「三月十五日までに、自治省令の定めるところによつて、同条第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百七十七條の二第四項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第六項において準用する第三百七十七條の二第四項」と読み替へるものとする。

7 第三項の規定の適用がある場合における第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十三第八項において準用する所得税法第二百三十三條第一項の規定による申告書を含む。」「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第六

項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第六項において準用する前条第四項」とする。

8 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第三項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項から第六項まで」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項から第六項まで」と、第二項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と、「第四十五條の三第一項」とあるのは「第三百十七條の三第一項」と、第三項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と、「前条第一項後段」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項後段」と、第四項中「前条第一項」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項」と、第五項中「前条第一項から第五項まで」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項から第五項まで」と、「次条第三項」とあるのは「次条第九項において準用する同条第三項」と、第六項中「第四十五條の二第四項」とあるのは「第三百十七條の二第四項」と、「附則第三十五條の三第四項」とあるのは「附則第三十五條の三第九項において準用する同条第四項」と、「第三百十七條の二第四項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第

六項において準用する第三百十七條の二第四項」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、第七項中「第四十五條の三」とあるのは「第三百十七條の三」と、「附則第三十五條の三第六項」とあるのは「附則第三十五條の三第九項において準用する同条第六項」と読み替えるものとする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)附則第三十五條の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、この法律の施行の日以後に払込みにより取得をする租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十七條の十三第一項に規定する特定株式に係る新地方税法附則第三十五條の三第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する損失の金額として政令で定める金額及び同条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。

理由

内外の経済情勢を背景とした新たな事業分野の開拓の要請の一層の高まりにかんがみ、特定中小企業者の範囲を拡大するとともに、その資金調達を円滑にするための措置を講ずることにより、中小企業の創造的事業活動を一層促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年四月十四日印刷

平成九年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A